

Ⅲ. 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率

		平成 17 年度末	平成 18 年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	内閣総理大臣が定める方式 (平成 8 年大蔵省告示第 48 号)	内閣総理大臣が定める方式 (平成 8 年大蔵省告示第 48 号)
	標準責任準備金 対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率 (危険準備金を除く)		100%	100%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。
 なお、団体保険および団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含みません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成 8 年大蔵省告示第 48 号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。